

議案第49号

江東橋児童館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

江東橋児童館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、江東橋児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
江東橋児童館	東京都世田谷区上北沢三丁目8番 19号 社会福祉法人雲柱社 理事長 服部 榮	令和4年4月1日から令 和9年3月31日まで

（提案理由）

江東橋児童館の指定管理者を指定する必要がある。